

袋まち網（いかなご込網）漁業の許可について

令和 2 年 12 月 23 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる袋まち網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 いかなご込網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
高松市（牟礼町、庵治町を除く）・香川郡・王越前地先海面	1 月 15 日から 6 月 30 日まで	1	高松市瀬戸内に漁業の 根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 2 年 12 月 23 日～同年 12 月 29 日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和 3 年 1 月 15 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) いかなご以外の魚種を目的として操業してはならない。
 - (ウ) 日没から日の出までは操業してはならない。
 - (エ) 関係漁業者と協調のうえ操業すること。
 - (オ) たこつぼなわ漁業者と協調のうえ操業すること。
 - (カ) 航路筋、港域では船舶の航行、碇けいを妨げてはならない。
 - (キ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - (ク) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。